

千葉県告示第1009号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、千葉都市計画生産緑地地区を次のとおり変更しましたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示します。

なお、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書は千葉県都市局都市部都市計画課において縦覧に供します。

令和4年12月20日

千葉市長 神谷俊一

1 都市計画の種類

千葉都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

千葉市中央区矢作町、星久喜町、生実町、葛城三丁目、花見川区幕張本郷一丁目、長作町、作新台七丁目、千種町、畑町、稲毛区稲毛町五丁目、園生町、長沼町、作草部町、若葉区源町、若松町、加曽利町、高品町、桜木北三丁目、緑区誉田町一丁目、誉田町二丁目の各一部の区域